

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・災害時、いすみ市の各薬局といすみ市が連携して医薬品の備蓄と供給に取り組む。
- ・高齢化に伴い、地域で高齢者を支えるため薬剤師も多職種と連携する。そこで、令和6年1月12日、いすみ市のケアマネジャーの団体に”訪問薬剤師の仕事”という講演を行う予定。
- ・2店舗のPCで患者のデータを共有している。さらに自動音声認識・電子薬歴システムの導入を図ることで、薬歴管理の迅速化に取り組む。
- ・在庫管理システムを導入しており、適正な在庫量を把握して注文していたが、昨今、調剤薬の流通が滞り、備蓄を増やす必要性がでてきた。薬を確保するため発注量を多くし、増やした医薬品の保管場所の増設に取り組む。
- ・意欲的な人材を確保するため、千葉県よろず支援拠点に相談する予定。
- ・従業員の健康診断や労働時間などを把握し、健康増進を会社として取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・取引先には、不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2023年12月25日

有限会社ヤマトヤファーマシー 代表取締役 石井 昌宏

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）